

平成 25 年 第 4 回定例会 10 月 10 日

教育警察委員会に審査を付託されました議案一件の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

まず、議案の概要を申し上げます。

議第八十六号の平成二十五年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正については、当委員会所管として総額三十二億九千六百三十三万三千円の減額補正であります。

このうち、増額の主なものとしまして、教育委員会関係では公費と私費会計の負担区分を明確にした公費・私費負担区分等ガイドラインに基づき、県立学校における管理運営経費の適正を図るための高等学校管理費として九千三十五万円余、警察本部関係では、本年十月及び来年四月に採用予定の警察官に対し、制服を支給するための警察装備充実費として四千三百二十七万円余の増額補正を行うものであります。減額の主なものとしましては、本年七月から小学校教職員等及び警察本部職員等の給与を減額措置していることに伴い、教育委員会関係では二十八億九千四百六十九万円余、警察本部関係では五億五千九百八十二万円余、それぞれ給与費を減額するものであります。

債務負担行為補正については、岐阜希望が丘特別支援学校校舎改築工事に関する変更が一件であります。

採決の結果、議第八十六号のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係については全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において執行部から各議案の説明を受け、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

高等学校管理費の増額に関連し、公費・私費負担区分等ガイドラインにより、これまでは私費の支援を受けていたもので公費負担とされた具体的な項目について質疑があり、理科実験用の消耗品や保健室の常備薬などが公費負担として取り扱われることになったとの答弁がありました。

また、警察装備充実費の増額に関連し、警察官の制服を更新する基準について質疑があり、地域部門等の警察官は常時制服勤務である一方、刑事部門等の警察官は私服勤務であるなど、職員による使用頻度の差があるため、職員に対する希望調査などにより実態を把握し、必要な職員に対し必要な数を支給するよう努めているとの答弁がありました。

以上、教育警察委員会の審査の経過と結果を御報告申し上げます。